

災害時における相互応援に関する協定

新市制実現都市連絡協議会を構成する北海道登別市、新潟県豊栄市、東京都福生市、三重県久居市、滋賀県守山市および山口県新南陽市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市の要請にこたえ、応急対策および復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類および内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水および生活必需品ならびにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫および施設等の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供
- （3）救援および救助活動に必要な車両等の提供
- （4）消火、救援、医療、防疫、その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- （5）ボランティアの斡旋
- （6）児童生徒の受入れ
- （7）被災者に対する住宅の斡旋
- （8）前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援の手続）

第2条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかに市、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請しその後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）必要とする物資等の種類および数量
- （3）必要とする職員の職種および人数
- （4）応援場所および応援場所への経路
- （5）必要とする期間
- （6）前各号に掲げるもののほか特に希望する事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、誠意をもってこれを実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市が負担するものとする。

（災害補償等）

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、各市防災担当課長を連絡責任者として置くとともに、必要に応じて、連絡責任者会議を開催し、使用および情報の交換ならびに防災に関する研修の実施等について協議するものとする。

（連絡責任者の設置および会議等の開催）

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、各市防災担当課長を連絡責任者とし、資料および情報の交換ならびに防災に関する研修の実施等について協議するものとする。

（体制の整備）

第7条 各市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

資料 2-1 災害時における相互応援に関する協定

(その他)

第 8 条 この協定の実施に関し必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、各市が協議して定めるものとする。

2 この協定の内容に疑義が生じた場合にも前項と同様とする。

上記のとおり、協定成立の証として本書 6 通を作成し、各市署名押印の上、各々その 1 通を保有するものとする。

平成 7 年 11 月 9 日

北海道登別市長	上野 晃
新潟県豊栄市長	小川竹二
東京都福生市長	石川 彌八郎
三重県久居市長	田中 功
滋賀県守山市長	甲斐道清
山口県新南陽市長	藤本博吉

災害時における相互応援・連携基本協定書

草津市、守山市、栗東市および野洲市は、いずれか、または、すべての市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災市の要請等により、応急対策および復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、協定市が相互に応援し、その応急対策活動および復旧対策活動の万全を期することを目的とする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類および内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水および生活必需品ならびにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、消火、医療、防疫および施設等の応急復旧等に必要な職員の派遣ならびに所要の施設、資機材および物資の提供
- （3）救援および救助活動に必要な職員の派遣および車輛等の提供
- （4）し尿、ゴミ等の処理に必要な職員の派遣および施設、車輛等の提供
- （5）水道工事および給水作業のための職員の派遣ならびに所要の器具および車輛の提供
- （6）復旧のための土木および建築技術職員の応援ならびに所要の器具および車輛の提供
- （7）通信施設および輸送機関の確保復旧のための職員の派遣ならびに所要の器具および車輛の提供
- （8）ボランティアの斡旋
- （9）被災児童、生徒の受入れ
- （10）被災者に対する住宅の斡旋
- （11）地元企業、団体等への被災地支援の呼び掛け
- （12）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（相互応援）

第3条 各市は、災害が発生した場合、避難所の相互活用、職員の相互協力その他の方法によって、被災市の応急対策および復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援に努めるものとする。

（応援の手続き）

第4条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話またはファクシミリ等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援を必要とする物資等の種類および数量

(3) 応援を必要とする職員の種類および人員

(4) 応援場所および応援場所への経路

(5) 応援を必要とする期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

- 2 災害のため通信途絶等により被災市から前項の要請がない場合、各市は自主的に情報収集を行い被害甚大と判断される場合は、第 2 条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。
- 3 各市は、前 2 項の規定にかかわらず、その隣接する地域および当該地域の周辺部で災害が発生し、または発生するおそれがあると認知し、もしくは受報したときは、応援要請を待たずに応援を行うことができる。

(応援の実施)

第 5 条 応援を要請された市は、誠意をもってこれを実施するものとする。

(応援経費の負担)

第 6 条 応援に要した経費の負担については、各市で協議し決定するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費および身分等については、「阪神・淡路大震災復旧対策等のための職員派遣について」(平成 7 年 2 月 23 日付け自治公第 5 号自治省行政局公務員部公務課長通知)を参照し、被災市および応援市が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第 7 条 第 4 条に掲げる要請を受けて応援に従事した職員(以下「応援職員」という。)がその業務により死亡し、もしくは負傷し、または疾病にかかった場合における災害補償は、応援市が負担するものとする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援市が負担するものとする。

(情報交換)

第 8 条 この協定の目的を達成するために、年 1 回以上協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

(連絡責任者の設置および会議等の開催)

第 9 条 この協定の目的を達成するために、各市防災担当課長を連絡責任者とし、資料および情報の交換ならびに防災に関する研修の実施等について協議するものとする。

(体制の整備)

第 10 条 各市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

資料 2-2 災害時における相互応援・連携基本協定書

- 2 各市は、避難所の相互活用および職員の相互派遣が円滑に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。
- 3 各市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう合同の防災訓練等を実施するものとする。

(他の協定との関係)

第 1 1 条 この協定は、各市が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第 1 2 条 この協定の実施に関し必要な次に掲げる事項またはこの協定に定めのない事項については、各市が協議して定めるものとする。

(1) 県外等からの支援物資の割り振り

(2) 県外等からの支援要員の割り振り

- 2 この協定の内容に疑義が生じた場合にも前項と同様とする。

本協定成立の証として、本書 4 通を作成し、各市長記名押印の上、各々その 1 通を保有するものとする。

平成 1 7 年 7 月 1 日

草津市長 伊 庭 嘉 兵 衛

守山市長 山 田 亘 宏

栗東市長 國 松 正 一

野洲市長 山 崎 甚 右 衛 門

変更協定書

守 山 市

守山市管工事業協同組合

上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書の変更協定書

平成9年2月18日付けで、守山市長 甲斐道清と守山市上下水道公認業者協同組合 理事長 今村房三が締結した「上水道施設災害応急復旧作業に関する協定書」について、守山市（以下「甲」という。）と守山市管工事業協同組合（以下「乙」という。）の間で上水道施設の災害応急復旧作業について、次のとおり変更し協定書を締結する。

（趣旨）

- 第1条 この協定は、守山市地域防災計画に基づき、地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における飲料水確保および応急給水のための応急復旧作業に関し、甲から乙に協力を求めるときの手続き等について定めるものとする。
- 2 甲が締結する相互応援協定等に基づき他の被災自治体等に応援要員等を派遣する場合は、この協定を準用する。

（協力要請）

- 第2条 甲は、災害が発生し緊急に上水道施設を復旧する必要がある場合に、乙に対し、上水道施設の復旧に関し、作業資機材および労力等の提供（以下「業務」という。）の協力を要請することができる。
- 2 乙は、この協力要請に基づく連絡担当者を、毎年4月末までに甲に報告する。
- 3 甲は、協力要請の円滑化を図るため、担当部署および担当者を乙に報告し、災害が発生した時は、緊密な情報交換を行う。

（業務の指示）

- 第3条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、乙の協力を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により要請し、事後、文書を提出するものとする。
- (1) 災害の状況および復旧場所
 - (2) 協力を必要とする車両または作業用資機材の種類、数量および人員
 - (3) 協力を必要とする期間および業務内容

(4) その他参考となる事項

2 応急活動に係る現場指揮および連絡調整は、甲が行う。

(業務の実施)

第4条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して業務を実施するものとする。

2 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、速やかに、乙に属する組合員（以下「組合員」という。）に対し、具体的業務内容を示し、業務を指示するものとする。

3 組合員は、乙の指示に従うものとし、業務が完了したときは、直ちに乙に報告するものとする。

(経費の負担および支払)

第5条 甲の要請により、乙が業務を実施するために要した費用は、災害発生の直前の適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ甲が負担する。

2 乙は、組合員が従事した業務に対する前項の負担額を集約し、一括して甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から40日以内に乙に支払うものとする。

(補償)

第6条 第4条の規定により業務に従事した者が、業務に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、または身体障害を有することとなった場合は、甲は、「守山市消防団員等公務災害補償条例」（昭和41年条例第36号）に基づき、これを補償するものとする。

2 乙が業務の実施のために使用した車両または作業資機材に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定めるものとする。

(報告)

第7条 この協定の万全な実行を期するため、甲は、乙に対して、その組合員名簿および保有する車両または作業用資機材の種類および数量等について報告を求めることができるものとする。

(連絡責任者)

第 8 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては守山市上下水道事業所長、乙においては理事長とする。

(協定期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日から 1 ヶ月前までに、甲及び乙が協定解除を申し出ない場合は、期間満了の翌日から起算して 1 年間この協定を延長するものとし、以後同様とする。

(雑則)

第 10 条 協定の解釈に疑義を生じたとき、またこの協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 25 年 7 月 3 日

甲 守山市長 宮本 和宏

乙 守山市管工事業協同組合
理事長 大崎 裕士

災害緊急車指定給油所に関する協定書

守山市（以下「甲」という。）と守山市石油協同組合（以下「乙」という。）とは次のとおり災害緊急車指定給油所に関する協定を締結する。

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、守山市地域防災計画に基づき、地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における、甲の所有する車両、甲が借り上げた車両、災害対策基本法第76条第 1 項に規定する緊急通行車両および救援物資輸送車（以下「災害緊急車」という。）への給油について、甲が乙に協力を求めるときの手続き等について定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 災害が発生し災害緊急車に給油の必要があるとき、甲は乙に対して一般車両に優先した給油を要請することができるものとする。

2 この場合、甲は乙に対して文書または電話でこれを要請するものとする。ただし、要請するいとまのない時は、甲が「守山市災害対策本部」を設置した時点をもって、乙に対する要請があったものとみなすものとする。

3 甲の要請を受けた乙は、速やかに乙の組合員に連絡するとともに、各種燃料の確保に努めるものとする。

（指定給油所）

第 3 条 甲は、乙の組合員の給油所をこの協定に基づく災害緊急車への給油所として予め指定するものとする。

2 この指定を受けた乙の組合員は、別に定める「守山市役所指定給油所案内看板」を 1 店舗につき 2 箇所掲示するものとする。

（信義則）

第 4 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行するものとする。

（雑 則）

第 5 条 協定の解釈に疑義を生じたとき、またこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 9 年 6 月 6 日

甲	守山市長	甲	斐 道 清
乙	守山市幸津川町1390番地		
	守山市石油協同組合		
	代 表		樋 上 昭 二

守山市石油協同組合員名簿

会 社 名	代表者名	住 所	市内給油所数
湖南石油株式会社	西 村 弘 次	守山市勝部二丁目 4 番 6 号	2
寺田商事株式会社	寺 田 安 夫	守山市水保町 1367-1	3
旭オイル株式会社	北 川 平八郎	守山市吉身一丁目 10 番 65 号	2
上原成商事株式会社 (販売基地)	上 原 大 作	守山市勝部六丁目 5 番 1 号	-
池村石油店	池 村 正 雄	守山市守山六丁目 1 番 39 号	1
樋上石油株式会社	樋 上 昭 二	守山市幸津川町 1390	1
本城石油	本 城 敏 雄	守山市立田町 2272	1
藤野商事株式会社	藤 野 恭 志	守山市吉身一丁目 11 番 38 号	1
有限会社うらい	浦 谷 栄	守山市木浜町 1645	1

道路・河川災害応急復旧業務に関する協定

守山市長 甲斐道清(以下「甲」という。)と、守山商工会議所 建設部会土木委員会委員長 田中政雄(以下「乙」という。)とは、次のとおり道路・河川の災害応急復旧業務に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、守山市地域防災計画に基づき、地震災害、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における甲が管理する道路・河川(以下「道路・河川」という。)の応急復旧に関し、これに必要な建設機械・資材、労務等(以下「建設資機材等」という。)について、甲乙双方がその確保および動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被災施設の応急復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

(営業の実施区間)

第2条 業務の実施区域は、守山市の区域内とする。

(業務の協力要請)

第3条 甲は、道路・河川に災害が発生し必要と認めるときには、被害状況に応じて書面または電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。

2 乙は、出動要請を受けた場合、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して道路・河川の被害状況の把握と報告ならびに甲の指示による当該施設の応急復旧を実施するものとする。

ただし、乙が被害状況を把握しているにもかかわらず、甲乙相互の通信連絡が不能のため、前項の要請が不可能な場合には、乙の判断により応急復旧を実施するものとする。

3 乙は、出動要請を受けた場合または前項ただし書きによる乙の判断により応急復旧を実施する場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。

(業務の指示)

第4条 業務の指示は、甲が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の完了報告)

第5条 乙または第3条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき、電話等の方法により、直ちに甲へその旨を報告するものとする。この場合、業務開始時刻、業務終了時刻および使用した建設資機材等を速やかに報告するものとする。

(経費の負担および請求)

第6条 甲が第3条第1項(同条第2項ただし書きを含む。)により乙に出動を要請したときは、乙が要請事項を実施するために要した費用(ただし、人件費を除く。)は、甲が負担するものとし、乙は前条の業務の完了報告後、甲の認定を受けて甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第7条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し費用を支払うものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第8条 乙は、予め災害に備え第3条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告することに努めるものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更が生じたとき、または、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときも、その資料を甲に提出することに努めるものとする。

(建設資機材等の提供)

資料 2-5 道路・河川災害応急復旧業務に関する協定

第9条 甲および乙は、この協定に基づく災害の応急復旧に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第10条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれらに應ずるものとする。

(補償)

第11条 第3条の規定により業務に従事した者が、業務に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、または身体障害を有することとなった場合は、甲は、次に掲げる場合を除き、守山市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年守山市条例第36号)に基づき、これを補償するものとする。

(1) 業務に従事する者の、故意または重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、労働者災害補償保険法等により保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(損害の負担)

第12条 業務の実績にとまなない、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処理について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期限は、協定調印の日から平成11年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかから解約の申出がない時は、有効期間を更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項または協議を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第15条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては守山市建設部長、乙においては守山商工会議所建設部会土木委員幹事とする。

(雑則)

第16条 この協定の証として本書を2通作成し、甲乙署名押印の上各自1通を保有する。

平成10年11月1日

(甲) 守山市長 甲 斐 道 清

(乙) 守山商工会議所 建設部会土木委員会
委員長 田 中 政 雄

災害時における守山市と守山市内郵便局との 相互協力に関する協定

守山市長 甲斐道清（以下「甲」という。）と、守山市内郵便局代表者の近江守山郵便局長 川田将幸（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、守山市域に発生した地震その他の災害時において、守山市地域防災計画に基づき災害応急復旧対策を行うため、情報提供や郵便等の郵政事業について、守山市および守山市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応の円滑な推進に期することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害をいう。

2 この協定において守山市内の郵便局とは、近江守山郵便局、赤野井郵便局、守山駅前郵便局、守山播磨田郵便局、守山浮気郵便局、木浜郵便局および幸津川郵便局をいう。

（協力要請事項）

第3条 甲および乙は、守山市域に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）守山市内の郵便局または守山市が収集した被災市民の避難先および被災状況等の情報提供
- （2）災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険等郵政事業にかかわる災害特別事務の取扱い
- （3）職員が集配途上および営業途上で発見した道路等の被害状況の情報連絡
- （4）その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項

（協力の実施）

第4条 甲および乙は、前条の規定によるほか、特に要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する協力要請に対して協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、原則としてそれぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲および乙が協議のうえ、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第6条 乙は、甲から要請があるときは、災害対策本部へ加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第7条 甲および乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

資料 2-6 災害時における守山市と守山市内郵便局との相互協力に関する協定

(防災訓練への参加)

第8条 守山市内の郵便局は、守山市もしくは守山市内の各地域が行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第9条 甲および乙は、相互の防災計画の状況および協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、守山市総務部総務課長、乙においては、近江守山郵便局総務課長とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、甲および乙が協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自それぞれ1通を保持する。

平成10年11月1日

(甲) 守山市長 甲 斐 道 清

(乙) 守山市内郵便局代表者
近江守山郵便局長
委員長 川 田 將 幸

災害時等の緊急協力に関する協定書 （滋賀県リサイクリング事業協同組合）

守山市長 山田亘宏（以下「甲」という。）と滋賀県資源リサイクリング事業協同組合 代表理事 廣瀬新三郎（以下「乙」という。）は、災害時等における緊急協力に関し、次のとおり協定を締結します。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における緊急協力に関し、必要な事項を定めることとします。

（災害時の協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、緊急協力を必要と認めた場合は、次に掲げる事項について、乙に対して協力を要請することができることとします。

（1）甲の指定避難所等から排出される廃棄物等の収集運搬に関すること。

（2）その他上記に類する作業及び資材の提供に関すること。

（要請方法等）

第3条 甲は、前条の協力を要請するにあたっては、連絡担当者を通じ、被災状況及び協力日時、人員、資機材等を明らかにし、口頭で要請することができることとします。その場合、後日文書を提出することとします。

2 甲および乙は、前項の連絡担当者を選任し、相互に通知することとします。また、通知内容に変更がある場合は、速やかに変更内容を通知することとします。

3 前項の通知は、次のとおりとします。

（1）連絡担当者氏名

（2）電話番号及びFAX番号

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、第2条の協力要請を受けたときは、必要な措置を優先的に講ずるとともに、その措置の結果を甲に速やかに連絡することとします。

2 乙は、協力の要請を受け派遣する職員（以下「派遣職員」という。）には、被災状況に応じ、甲の指示に従い、必要な生命保持要具等を携行させることとします。

（経費負担）

第5条 乙が活動に要した経費は、原則乙の負担とします。

（災害補償等）

第6条 第2条に定める応援活動に従事した派遣職員が、その活動により死亡、負傷もしくは疾病となった場合においては、本人またはその遺族に対する損害補償は、甲乙双方協議して決定することとします。

2 派遣職員が、業務執行中に第三者に損害を与えた場合は、甲乙双方協議してその賠償を負うこととします。

（情報交換）

第7条 甲および乙は、第2条に定める活動を円滑に推進するため、必要に応じた情報の交換、研修を行うこととします。

資料 2-7 災害時等の緊急協力に関する協定書（滋賀県リサイクル事業協同組合）

（市域外への対応）

第 8 条 市域外への災害時等に係る支援については、その状況に応じ、甲乙双方協議して別に定めることとします。

（協定の有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、契約の締結から 1 か年とします。ただし、期間満了日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の意思表示がないときは、更に 1 年間その効力を有するものとし、その後においても同様とします。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項または協定の履行にあたり疑義を生じたときは、その都度甲乙双方協議して定めることとします。

上記の協定の締結を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持することとします。

平成 16 年 12 月 8 日

（甲） 守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市長 山 田 亘 宏

（乙） 守山市勝部一丁目 19 番 17 - 601 号

滋賀県資源リサイクル事業協同組合

代表理事 廣 瀬 新三郎

災害時等の緊急協力に関する協定書（守山環整株）

守山市長 山田亘宏（以下「甲」という。）と守山環整株式会社 代表取締役 田村捨要（以下「乙」という。）は、災害時等における緊急協力に関し、次のとおり協定を締結します。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、市内に地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における緊急協力に関し、必要な事項を定めることとします。

（災害時の協力要請）

第 2 条 甲は、災害時等において、緊急協力を必要と認めた場合は、次に掲げる事項について、乙に対して協力を要請することができることとします。

- （ 1 ）甲の指定避難所等から排出される廃棄物等の収集運搬に関すること。
- （ 2 ）甲の指定避難所等に設置された仮設トイレのし尿等の収集運搬に関すること。
- （ 3 ）その他上記に類する作業及び資材の提供に関すること。

（要請方法等）

第 3 条 甲は、前条の協力を要請するにあたっては、連絡担当者を通じ、被災状況及び協力日時、人員、資機材等を明らかにし、口頭で要請することができることとします。その場合、後日文書を提出することとします。

2 甲および乙は、前項の連絡担当者を選任し、相互に通知することとします。また、通知内容に変更がある場合は、速やかに変更内容を通知することとします。

3 前項の通知は、次のとおりとします。

- （ 1 ）連絡担当者氏名
- （ 2 ）電話番号及び F A X 番号

（要請に基づく措置）

第 4 条 乙は、第 2 条の協力要請を受けたときは、必要な措置を優先的に講ずるとともに、その措置の結果を甲に速やかに連絡することとします。

2 乙は、協力の要請を受け派遣する職員（以下「派遣職員」という。）には、被災状況に応じ、甲の指示に従い、必要な生命保持要具等を携行させることとします。

（経費負担）

第 5 条 乙が活動に要した経費は、原則乙の負担とします。

（災害補償等）

第 6 条 第 2 条に定める応援活動に従事した派遣職員が、その活動により死亡、負傷もしくは疾病となった場合においては、本人またはその遺族に対する損害補償は、甲乙双方協議して決定することとします。

2 派遣職員が、業務執行中に第三者に損害を与えた場合は、甲乙双方協議してその賠償を負うこととします。

（情報交換）

第 7 条 甲および乙は、第 2 条に定める活動を円滑に推進するこめ、必要に応じた情報の交換、研修を行うこととします。

資料 2-8 災害時等の緊急協力に関する協定書（守山環整株）

（市域外への対応）

第 8 条 市域外への災害時等に係る支援については、その状況に応じ、甲乙双方協議して別に定めることとします。

（協定の有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、契約の締結から 1 か年とします。ただし、期間満了日の 1 か月前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の意思表示がないときは、更に 1 年間その効力を有するものとし、その後においても同様とします。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項または協定の履行にあたり疑義を生じたときは、その都度甲乙双方協議して定めることとします。

上記の協定の締結を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持することとします。

平成 16 年 12 月 8 日

（甲） 守山市吉身二丁目 5 番 22 号
守山市長 山 田 亘 宏

（乙） 守山市洲本町 1215 番地
守山環整株式会社
代表取締役 田 村 捨 要

エルピーガスに係る災害応急復旧に関する協定書

守山市長 山田 亘宏(以下「甲」という。)と社団法人 滋賀県エルピーガス協会
守山野洲支部長 宇野 英之(以下「乙」という。)は、次のとおりエルピーガスに係る災害
応急復旧等に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、守山市地域防災計画に基づき、守山市内に地震、風水害その他災
害(以下「災害」という。)が発生し、公共施設において、エルピーガスの使用のための応
急復旧作業等を必要とする場合に関し、甲から乙に協力を求めるときの手続き等につい
て定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し緊急にエルピーガスを使用する必要がある場合に、乙に対し
作業資機材、労力及びエルピーガスの供給等の提供(以下「業務」という。)を要請する
ことができる。

(要請手続)

第3条 甲は、災害の状況に応じて乙に対し、次に掲げる事項を明示して乙に業務の協力を
文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により要請し、
その後すみやかに文書を提出するものとする。

- (ア) 災害の状況及び復旧場所
- (イ) 協力を必要とする業務内容
- (ウ) 協力を必要とする業務期間
- (エ) その他参考となる事項

(業務の実施)

第4条 乙は、甲からの協力要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り通常業務
に優先して業務を実施するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けたときは、すみやかに乙に属する会員(以下「会員」とい

資料 2-9 エルピーガスに係る災害応急復旧に関する協定書

う。)に対し、具体的業務内容を示し、業務を指示するものとする。

3 会員は、乙の指示に従うものとし、業務が完了したときは、乙に直ちに報告するものとする。

(経費の負担及び請求)

第5条 甲の要請により乙が実施した業務に要した費用(ただし、人件費は除く。)は、甲が負担するものとし、乙は当該業務終了後、甲の認定を受けて請求するものとする。

(公務災害補償)

第6条 甲は、第4条の規定により業務に従事した者が業務に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は身体に障害を有することとなった場合は、守山市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年守山市条例第36号)の規定により補償するものとする。ただし、次に掲げる場合は除くものとする。

(ア)業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合

(イ)当該損害につき労働者災害補償保険法等に保険給付を受けることができる場合

(ウ)当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

2 乙が業務の実施のために使用した車両又は作業機材等に損害が生じた場合は、その賠償の責については、甲乙協議して定めるものとする。

(報告)

第7条 この協定の万全な実施を期すため、甲は乙に対してその会員名簿並びに保有する車両及び作業用資機材の種類及び数量等について報告を求めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては守山市市民部総合防災課長を、乙においては社団法人滋賀県エルピーガス協会守山野洲支部長を指定するものとする。

(その他)

資料 2-9 エルピーガスに係る災害応急復旧に関する協定書

第9条 協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項についてはその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年 6月28日

甲 守山市吉身二丁目 5 番 22 号
守山市長 山 田 亘 宏

乙 守山市中町 170 番地の 1
社団法人滋賀県エルピーガス協会
守山野洲支部長 宇 野 英 之

災害時における生活物資の調達に関する協定書

守山市（以下「甲」という。）と株式会社平和堂（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要となる生活物資（以下「物資」という。）の緊急調達について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、市民に対し必要とされる物資を迅速に調達することにより、市民の安全確保および生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害発生時に必要と認められるときは、乙に対し乙の所有する物資の供給に関することについて協力を要請することができる。

2 前項の要請は、物資調達要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは電話等により口頭で要請し、その後速やかに同要請書を乙に提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 3 条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、速やかに履行に努めるものとし、当該履行した事項について甲に報告するものとする。

（物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に要請する物資は、別表に掲げるものとし、乙が所有する物資とする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲、乙協議の上、別途指定できるものとする。

（費用の負担）

第 5 条 乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の価格は、災害発生の直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議の上、決定する。

（物資の引渡し）

第 6 条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、甲または乙が指定する者が行うものとする。この場合において、必要に応じて、乙は甲に対し運搬の協力を求めることができる。

（防災訓練への参加）

第 7 条 乙は、この協定に基づく応援活動が円滑に行えるよう、甲が行う防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第 8 条 この協定に関する甲の連絡責任者は、防災担当課長とし、乙の連絡責任者は総務課長とする。

（協定の期間）

第 9 条 この協定の期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 カ月前までに甲、乙いずれからも協定の解除または変更の申出がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、以後についても同様とする。

（その他）

第 10 条 この協定に定めのない事項または定める事項に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、決定

資料 2-10 災害時における生活物資の調達に関する協議書（株式会社平和堂）

するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 20 年 3 月 17 日

甲 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号
守山市長 山田 亘 宏

乙 滋賀県彦根市小泉町 31 番地
株式会社 平 和 堂
代表取締役社長 夏原 平和

資料 2-10 災害時における生活物資の調達に関する協議書（株式会社平和堂）

別表（第 4 条関係）

主な生活物資の一覧

- | | |
|---------|---|
| 1 食料品 | 精米、乾燥米飯、パン、カンパン、麺、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、おにぎり、弁当、飲料水、離乳食、粉ミルク、漬物、調味料など |
| 2 医薬品 | 消毒薬、傷薬、かぜ薬、胃腸薬、頭痛薬、包帯、ガーゼ、綿花、絆創膏、生理用品、紙おむつなど |
| 3 寝具・衣料 | 毛布、布団、マット、下着、靴下、乳幼児用衣類、防寒着、タオルなど |
| 4 日用品 | ポリタンク、ポリバケツ、やかん、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、鍋、食器、紙皿、紙コップ、割り箸、スプーン、哺乳瓶、懐中電灯ラジオ、乾電池、ライター、マッチ、ろうそく、トイレトペーパー、ティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、ゴミ袋、洗剤、石けん、使い捨てカイロ、ガムテープ、ロープ、軍手、靴、スリッパ、雨具など |
| 5 その他 | ビニールシート、じゅうたん、畳、ござ、間仕切り板、簡易ベット、扇風機、ストーブなど |

資料 2-10 災害時における生活物資の調達に関する協議書（株式会社平和堂）

別記様式（第 2 条関係）

物資調達要請書

年 月 日

様

守山市長

印

災害時における生活物資の調達に関する協定書第 2 条第 2 項の規定に基づき、次の物資の供給を要請
します。

品 名	規 格	数 量	引渡場所	引渡日時

災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書

守山市長 山田 亘宏(以下「甲」という。)と滋賀県電気工事工業組合 理事長 草野吉次(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、守山市地域防災計画に基づき、守山市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)において、公共施設における電気設備の応急復旧(以下「応急復旧」という。)の応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において、応急復旧の必要がある場合に、乙に対して応援を要請することができる。

2 甲は、乙に応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、別記様式第1号「災害時における電気設備の応急復旧の応援要請書」によって行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

(1) 被害が発生した場所

(2) 被害の状況

(3) 応急復旧の応援内容

(4) その他、参考となる事項

(応急復旧の実施)

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、甲に協力し、応急復旧を実施するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の会員及び所属員は、甲の指示により応急復旧に従事するものとする。

(報告)

第4条 乙は、応急復旧の応援が終了した場合は、甲に別記様式第2号「災害時における電気設備の応急復旧の応援終了報告書」を提出するものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧の応援に要した費用(ただし、人件費は除く。)については、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとし、乙は応急復旧の応援終了後、甲の認定を受けて請求するものとする。

(災害補償)

第5条 甲は、第3条の規定により応急復旧に従事した者が、応急復旧に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、または身体に障害を有することとなった場合は、守山市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年守山市条例第36号)の規定により補償するものとする。ただし、次に掲げる場合は除くものとする。

資料 2-11 災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書
(滋賀県電気工事工業組合)

- (1) 応急復旧に従事する者の故意または重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき労働者災害補償保険法等に保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡責任者)

第 6 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、守山市環境生活部総合防災課長、乙においては滋賀県電気工事工業組合湖南支部長とする。

(協議)

第 7 条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、またはこの協定に定めのない事項に関し必要がある場合は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 8 条 この協定の有効期間は、平成 20 年 5 月 21 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。
ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 20 年 5 月 21 日

甲 守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市長 山田 亘宏

乙 草津市青地町 299 番地 1 号

滋賀県電気工事工業組合

理事長 草野 吉次

別 記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

年 月 日

資料 2-11 災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書
(滋賀県電気工事工業組合)

災害時における電気設備の応急復旧の応援要請書

滋賀県電気工事工業組合
理事長 様

守山市長

「災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

区 分	内 容
被害が発生した場所	
被害の状況	
応急復旧の応援内容	
その他、参考となる事項	

様式第 2 号 (第 4 条関係)

年 月 日

災害時における電気設備の応急復旧の応援終了報告書

守山市長 様

滋賀県電気工事工業組合
理事長

「災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定」に基づく応援が、
下記のとおり終了したので報告します。

記

期 間	場 所	応 援 内 容 等	そ の 他

資料 2-12 災害時における飲料の提供協力及び災害救援型自動販売機の設置に関する協定書
(コカ・コーラウエスト株式会社)

災害時における飲料の提供協力および災害救援型自動販売機の設置に関する協定書

守山市(以下「甲」という。)と三笠コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における飲料の提供協力及び災害救援型自動販売機(大型LEDメッセージボードにより情報発信ができ、災害時は遠隔操作により無償で飲料の提供が可能な自動販売機をいう。)の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、守山市で風水害、地震等による大規模災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における被災者の応急救援に係る活動協定について、必要な事項ならびに通常時および災害時における災害救援型自動販売機の設置運用に係る相互協力支援について定めるものとする。

(協定事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が守山市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(設置の条件)

第3条 災害救援型自動販売機の設置および撤去については、別に甲乙が締結する自動販売機設置協定書(以下「販売機の協定書」という。)によるものとする。

2 乙は、災害救援型自動販売機を設置する場合は、販売機の協定書に基づき販売手数料に相当する乙の備蓄用飲料水等の商品を甲に提供するものとする。

3 前項で乙が提供する備蓄用飲料水等の商品の甲への引渡しの時期、数量については、甲乙協議の上決定する。なお、備蓄用飲料水等の商品の数量を四半期毎に甲へ報告するものとする。

4 乙は、災害救援型自動販売機の設置および維持に係る経費を負担するものとする。

(協力の内容)

第4条 災害時において、乙は、甲から要請を受けたときは、次の事項について協力するものとする。

(1) 被災者の応急救援が必要となった場合、乙の物流拠点における供給飲料物資(以下「物資」という。)を提供する等、可能な限り協力を行うこと。

(2) 乙は、災害救援型自動販売機への商品補給を可能な限り行い、機内飲料を提供すること。

2 甲は、前項に定めのない事項(追加における飲料提供その他の支援等)について、甲乙協議の上、乙に協力を要請することができる。

(支援の要請手続)

第5条 前条の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等によって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(連絡体制)

第6条 甲および乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、あらかじめ定めておくものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条第1項第2号に規定する事項に要する経費は乙の負担とし、同条第1項第1号および同条第2項に規定する事項に要する経費は甲の負担とし、物資の価格については、第10条に定めると

資料 2-12 災害時における飲料の提供協力及び災害救援型自動販売機の設置に関する協定書
(コカ・コーラウエスト株式会社)

ころによる。

(緊急物資)

第 8 条 第 4 条第 1 項第 1 号に規定する物資は、発注時に取扱いのある全品目とし、乙の営業に支障のない範囲において、甲の発注により供給するものとする。

(物資の納入)

第 9 条 物資の納入は、甲の指示に基づき乙が行うものとする。

2 甲は、協定事項の発動時において、乙が飲料の提供および補給に使用する車両を「緊急支援物資搬送車両」と認定し、協定締結後、速やかに認定証を乙に交付するものとする。

(物資の価格)

第 10 条 物資の価格は、第 5 条の要請の際、災害が発生した日の前日の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(検査等)

第 11 条 甲は、物資の納入を受けたときは、直ちに検査するものとする。この場合において、発注票兼納入指示書に記載されている者またはその者の指揮監督に属する者が検査を行うものとする。

2 甲は、検査の結果、変質、変形等により不相当であると認めるときは、乙に対して物品の交換を求めることができるものとする。

(代金の支払)

第 12 条 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静した後、速やかに支払うものとする。

(連絡先等の報告)

第 13 条 甲および乙は、それぞれの連絡先および取扱担当者を定めるものとし、毎年相手方に対して、4 月 1 日現在の状況を報告するものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに相手方に対し報告するものとする。

(履行義務の免除)

第 14 条 乙が被災した場合は、甲乙協議の上、その履行義務の一部または全部を免除することができる。

(協定の有効期限)

第 15 条 この協定の有効期間は、平成 20 年 6 月 11 日から平成 21 年 6 月 10 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の 30 日前までに甲乙が協議し、異議のないときは、期間満了の翌日から起算して引続き 1 年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(連絡責任者)

第 16 条 協定に関する連絡責任者は、甲においては守山市防災担当課長とし、乙においては三笠コカ・コーラボトリング株式会社総務部総務課長とする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

資料 2-12 災害時における飲料の提供協力及び災害救援型自動販売機の設置に関する協定書
(コカ・コーラウエスト株式会社)

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙が記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 20 年 6 月 11 日

甲 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市長 山田 亘宏

乙 奈良県天理市嘉幡町 643 番地

三笠コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 宮木 博吉

資料 2-13 災害時における生活物資の調達に関する協定書
(守山・野洲地区コンビニエンスストア安全なまちづくり推進協議会)

災害時における飲料水の供給に関する協定書

守山市(以下「甲」という。)と旭化成株式会社 守山支社(以下「乙」という。)は、守山市内における地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)発生に際し、市民の飲料水の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(協力の要請)

第1条 甲は、災害時における市民の飲料水の確保を図る必要があると認めたときは、乙に対し、乙が運営管理する専用水道設備(以下「専用水道設備」という。)により得られる水(以下「処理水」という。)の提供を要請することができるものとする。なお、要請の方法は、飲料水供給要請書(別記様式)によるものとするが、緊急を要する場合には口頭で要請し、その後速やかに同要請書を提出するものとする。

(要請に対する協力)

第2条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、専用水道設備が毀損した場合、専用水道設備の運転に要する原水または用役供給が困難な場合、専用水道設備に要する人員の確保が困難な場合、または乙の業務の継続に重大な支障が生じている場合その他乙が当該要請に応じることが困難な事情が存しない限り、速やかにこれに応じ、可能な範囲において協力するものとする。

2 本協定書に従い乙が甲に提供する処理水の対価は無償とする。

(飲料適性の判断)

第3条 処理水が飲料水として適するかどうかについては、甲が自己の責任において判断するものとする。なお、乙は、甲の要請を受けた場合には、乙が専用水道設置者として実施している水質に関する下記検査データを甲に提供するものとする。ただし、甲の判断に下記以外の検査データを必要とする場合は、甲が自ら検査を行う。

(1) 直近の処理水 51 項目分析結果

(2) 直近の処理水 9 項目分析結果(一般細菌、大腸菌、色度、濁度、臭気、味、pH、塩素イオン、有機物(TOC))

(3) 直近の処理水 3 項目分析結果(色度、濁度、残留塩素)

(4) 要請を受けた後、測定した処理水 3 項目の分析結果

(飲料水の提供)

第4条 乙は、処理水を以下に定める「一次給水地」で提供するものとする。

一次給水地 : 旭化成株式会社 守山支社 グラウンド

2 一次給水地以降の、給水車への給水または市民への給水、および市民への給水に関する一切の活動は甲が行うものとする。ただし、市民に対する給水活動について甲が乙に協力を要請した場合、乙は、当該要請に応じることが困難な事情が存しない限り、可能な範囲において協力するものとする。

(非常用発電機の燃料)

資料 2-13 災害時における生活物資の調達に関する協定書
(守山・野洲地区コンビニエンスストア安全なまちづくり推進協議会)

第 5 条 乙が甲の要請に応じて専用水道設備を運転するに際し、乙が保有するディーゼル非常用発電機からの電力の供給が必要となった場合、第 2 条第 2 項の定めにかかわらず、同非常用発電機を運転するために必要な燃料は、甲が自己の責任と費用により確保し、乙に供給するものとする。

(連絡責任者)

第 6 条 災害発生時に本協定を円滑に実行するために、甲、乙それぞれが連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲にあっては総合防災課長、乙にあっては守山総務部長とする。

3 連絡責任者は、甲乙間の連絡・協議を行う。

(業務の終了)

第 7 条 本協定による乙の協力業務の終了は、乙の連絡責任者が、甲の連絡責任者と状況を協議した上で、決定するものとする。

(第三者からの異議訴え等)

第 8 条 本協定に関して、第三者から何らかの請求または訴えがなされた場合、甲は自己の責任と費用においてこれを処理解決する。

(協議事項)

第 9 条 本協定に定めのない事項または本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の 1 ヶ月前までに、甲または乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 前項の定めにかかわらず、乙が専用水道設備の運転を終了した場合、または専用水道設備が回復不能な程度に毀損・滅失するなど、乙が専用水道設備の運転を継続することが困難となった場合は、乙は甲に対し、この旨を書面にて通知し、甲はこれを受諾し、本協定は終了するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 20 年 7 月 24 日

甲 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市長 山田 亘宏

乙 滋賀県守山市小島町 515 番地

資料 2-13 災害時における生活物資の調達に関する協定書
(守山・野洲地区コンビニエンスストア安全なまちづくり推進協議会)

旭化成株式会社
守山支社長 西村 富士夫

別記様式 (第 1 条関係)

飲 料 水 供 給 要 請 書

年 月 日

旭化成株式会社守山支社
支社長 様

守山市長 印

災害時における飲料水の供給に関する協定書第 1 条の規定に基づき、飲料水の提供を要請します。

1 供給開始日 平成 年 月 日

災害時における生活物資の調達に関する協定書

守山市（以下「甲」という。）と守山・野洲地区コンビニエンスストア安全なまちづくり推進協議会（以下「乙」という。）とは、災害発生時における生活物資の調達その他防災活動に係る協力について協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災者に対し避難場所を提供するとともに、守山市内で必要とされる生活物資を調達することにより、迅速に災害への対応を推進し、市民の安全確保と生活の安定に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害発生時に必要と認められるときは、乙に対してその保有する生活物資の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、別紙「緊急物資調達要請書」をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請する暇がないときは口頭で要請し、その後速やかに同要請書を乙に提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、積極的かつ速やかにその所有する生活物資の供給に努めるものとする。前条2項ただし書の場合にあっては、乙は甲の意思を確認のうえ対処するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、別表に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資等とする。

（物資等の引渡し）

第5条 甲は、乙に要請した生活物資を乙の店舗に赴き、引き取るものとする。

2 甲は必要に応じて、乙に対し店舗以外の搬入場所の指定及び運搬についての協力を求めることができる。この場合において、乙はこれに応えるよう努めるものとする。

（物資等の費用負担）

第6条 甲が乙に要請した生活物資の引取価格は、直近の平常時における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときは、乙に対して速やかに支払うものとする。

（物資等の価格）

第7条 物資等の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（平常時の防災活動への協力）

第8条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し、協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

（連絡窓口）

第9条 甲と乙は、この協定を実施するための窓口を次のとおり定めるものとする。

甲の連絡窓口 守山市環境生活部総合防災課

乙の連絡窓口 守山・野洲地区コンビニエンスストア安全なまちづくり推進協議会事

務局

（協定の期間）

第 10 条 この協定の期間は、協定締結の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 3 か月前までに甲乙のいずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、1 年間延長するものとする。以後この例によるものとする。

（雑則）

第 11 条 この協定に定めがない事項又は内容の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し解決するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両名記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 20 年 6 月 27 日

甲 守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市長

乙 守山・野洲地区コンビニエンスストア
安全なまちづくり推進協議会

会長

別紙（第2条関係）

緊急物資調達要請書

年 月 日

守山・野洲地区コンビニエンスストア
安全なまちづくり推進協議会
会長 様

守山市長

「災害時における生活物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 緊急に物資調達（避難場所）の必要が生じた理由

2 調達を必要とする物資の内容

必要とする物資の内容	数 量	備 考

3 連絡先

別表（第4条関係）

調達を要請する生活物資

食料品	米、真空米飯、パン類、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、おにぎり、折詰弁当、容器入飲料水、離乳食、粉ミルク、調味料、調理用油、肉類、魚介類、野菜、果物、漬物、のり、牛乳、麺、お茶、菓子類など
医薬品	救急セット、生理用品、紙おむつ（成人用・乳児用）など
寝具・衣料	下着、靴下、おむつカバー、タオルなど
日用品	カセットガスボンベ、割りばし、スプーン、ほ乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、乾電池、ライター、ろうそく、トイレトペーパー、ポケットティッシュ、ウエットティッシュ、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、ゴミ袋、洗剤、石けん、使い捨てカイロ、蚊取り線香、ガムテープ、ロープ、軍手、スリッパ、雨具など

災害時相互応援協定書

守山市（以下「甲」という。）及び飯田市（以下「乙」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援をすることについて次のように協定を締結する。

（相互に行う応援）

第1条 甲及び乙は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、当該その区域において災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の行う災害応急対策に関し応援を実施する。

2 前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）の長において過剰な負担とならないと認められる範囲において、実施するものとする。

（応援の内容）

第2条 前条の規定により行う応援の内容は次の各号に規定するものとする。

(1) 次の事項を行うために必要な物資、機材又は車両の譲与又は貸付け

ア 被災者の救難、救護その他保護の実施

イ 医療

ウ 防疫

エ 災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施

オ 被災市の公用又は公共用施設の応急的な復旧

カ 食料、飲用水その他生活必需品又は応急措置に必要な物資の運搬

(2) 前号カに規定する物の譲与

(3) その他被災市から応援市に対し要請のあった事項

(4) 職員を被災地において前各号に規定する応援の内容に従事させること。

（応援の要求の手續）

第3条 被災市は、前2条の規定による応援を受けようとするときは、法第67条第1項の規定により応援市に応援を求めるものとする。

2 前項の規定により応援を求める方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして電話その他の早期に情報の伝達が可能なる方法により連絡することによるものとする。

(1) 災害による被害の状況

(2) 譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量

(3) 前条第4号の規定により応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）の職種及び人数

(4) 応援を受けたい期間

(5) 応援の実施に係る場所

(6) その他応援を受けるに当たり必要な事項

3 前項の規定によるもののほか、被災市が応援を求めるときは、甲乙が別に定めるところにより、災害の種類、その発生日時その他の必要事項を記載した書面を応援市に送付するものとする。

（応援の実施等）

第4条 応援市は、前条の規定による応援の求め（以下「応援の要求」という。）を受けたときは直ちに可能な範囲内において応援を実施するものとする。

2 応援市は、応援の要求がない場合において、被災市に対し応援を行うべきと認めるときは、必要と認められた範囲において応援を実施するものとする。

3 応援の要求を受けた市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援従事職員は、法第67条第2項により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

資料 2-15 災害時相互応援協定（長野県飯田市）

第6条 応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、法第92条の規定により被災市が負担することを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による応援の要求がない場合の応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

3 応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、法令に定めのあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

4 応援に要する経費について前3項の規定によりがたいときは、その都度甲乙が協議して定める。
（災害補償等）

第7条 応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は当該負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、法令の規定によるもののほか応援市の負担により行うものとする。

2 応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。

3 前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。

4 第2項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲及び乙は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

（立会い）

第9条 この協定は、守山市議会議長及び飯田市議会議長を立会人とし、その立会いのもとで締結するものとする。

2 立会人は、前項の規定による立会いをすることによって、この協定書に定められた事項について何ら責任を負うものではない。

（補則）

第10条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、甲、乙及び立会人それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月28日

甲 守山市
守山市長 宮本 和宏

乙 飯田市
飯山市長 牧野 光朗

立会人
守山市議会
議長 森 貴尉

資料 2-15 災害時相互応援協定（長野県飯田市）

立会人

飯田市議会

議長 上澤 義一

災害時相互応援協定書

守山市（以下「甲」という。）及び水俣市（以下「乙」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援をすることについて次のように協定を締結する。

（相互に行う応援）

第1条 甲及び乙は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、当該その区域において災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の行う災害応急対策に関し応援を実施する。

2 前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）の長において過剰な負担とならないと認められる範囲において、実施するものとする。

（応援の内容）

第2条 前条の規定により行う応援の内容は次の各号に規定するものとする。

(1) 次の事項を行うために必要な物資、機材又は車両の譲与又は貸付け

ア 被災者の救難、救護その他保護の実施

イ 医療

ウ 防疫

エ 災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施

オ 被災市の公用又は公共用施設の応急的な復旧

カ 食料、飲用水その他生活必需品又は応急措置に必要な物資の運搬

(2) 前号カに規定する物の譲与

(3) その他被災市から応援市に対し要請のあった事項

(4) 職員を被災地において前各号に規定する応援の内容に従事させること。

（応援の要求の手續）

第3条 被災市は、前2条の規定による応援を受けようとするときは、法第67条第1項の規定により応援市に応援を求めるものとする。

2 前項の規定により応援を求める方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法により連絡することによるものとする。

(1) 災害による被害の状況

(2) 譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量

(3) 前条第4号の規定により応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）の職種及び人数

(4) 応援を受けたい期間

(5) 応援の実施に係る場所

(6) その他応援を受けるに当たり必要な事項

3 前項の規定によるもののほか、被災市が応援を求めるに際しては、甲乙が別に定めるところにより、災害の種類、その発生日時その他の必要事項を記載した書面を応援市に送付するものとする。

（応援の実施等）

第4条 応援市は、前条の規定による応援の求め（以下「応援の要求」という。）を受けたときは直ちに可能な範囲内において応援を実施するものとする。

2 応援市は、応援の要求がない場合において、被災市に対し応援を行うべきと認めるときは、必要と認められた範囲において応援を実施するものとする。

3 応援の要求を受けた市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。（指揮権）

第5条 応援従事職員は、法第67条第2項により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、法第92条の規定により被災市が負担するこ

資料 2-16 災害時相互応援協定（熊本県水俣市）

とを原則とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による応援の要求がない場合の応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。
- 3 応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、法令に定めのあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。
- 4 応援に要する経費について前3項の規定によりがたいときは、その都度甲乙が協議して定める。

（災害補償等）

第7条 応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は当該負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、法令の規定によるもののほか応援市の負担により行うものとする。

- 2 応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。
- 3 前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。
- 4 第2項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

（連絡窓口）

第8条 甲及び乙は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

（立会い）

第9条 この協定は、守山市議会議長及び水俣市議会議長を立会人とし、その立会いのもとで締結するものとする。

- 2 立会人は、前項の規定による立会いをすることによって、この協定書に定められた事項について何ら責任を負うものではない。

（補則）

第10条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、甲、乙及び立会人それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月28日

甲 守山市
守山市長 宮本 和宏

乙 水俣市
水俣市長 宮本 勝彬

立会人

守山市議会
議長 森 貴尉

資料 2-16 災害時相互応援協定（熊本県水俣市）

立会人

水俣市議会

議長 真野 頼隆

「災害時等の応援に関する申し合わせ」

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と守山市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第 1 条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第 2 条 甲が応援を行う時期は、次の各号のとおりとする。

- 一 守山市内で重大な災害の発生または、発生するおそれがある場合
- 二 守山市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第 3 条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員] 含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第 4 条 第 2 条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第 5 条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第 6 条 第 2 条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場

資料 2-17 災害時等の応援に関する申し合わせ（近畿地方整備局）

合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互の連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第 7 条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第 8 条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

（平素の協力）

第 9 条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（その他）

第 10 条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成 2 4 年 6 月 2 6 日

甲 近畿地方整備局長 上 総 周 平

乙 守山市長 宮 本 和 宏

滋賀県市長会災害相互応援協定

平成 2 4 年 1 1 月

滋 賀 県 市 長 会

滋賀県市長会災害相互応援協定

滋賀県市長会会員市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市において 災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な応急措置が出来ない場合に、被災市の要請に応え、当該災害により被害を 受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に執行するため、次のとおり協定を締結する。

（ 応援の種類 ）

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （ 1 ）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （ 2 ）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材・物資の提供
- （ 3 ）救援、救助及び応急復旧に必要な車両等の提供
- （ 4 ）救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （ 5 ）前各号に掲げるものの他、特に要請があった事項

（ 応援要請の手続き ）

第 2 条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第 5 条に定める連絡担当部局を通じて、電話または電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を、後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- （ 1 ）被害の状況
- （ 2 ）前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、 物資等の品名、数量等
- （ 3 ）前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び 人員並びに業務内容
- （ 4 ）応援場所及び応援の期間
- （ 5 ）前各号に掲げるものの他、必要な事項

（ 応援の実施 ）

第 3 条 応援を要請された協定市（以下「応援市」という。）は、法令その他 特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（ 応援経費の負担 ）

第 4 条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として応援市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第 5 条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第 6 条 この協定は、協定市が別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第 7 条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第 8 条 この協定は、平成 24 年 1 月 27 日から効力を発生するものとする。

平成 24 年 1 月 27 日

大津市	大津市長	越直美
彦根市	彦根市長	獅山向洋
長浜市	長浜市長	藤井勇治
近江八幡市	近江八幡市長	富士谷英正
草津市	草津市長	橋川涉
守山市	守山市長	宮本和宏
栗東市	栗東市長	野村昌弘
甲賀市	甲賀市長	中嶋武嗣
野洲市	野洲市長	山仲善彰
湖南市	湖南市長	谷畑英吾
高島市	高島市長	西川喜代治

資料 2-18 滋賀県市長会災害相互応援協定（県内 12 市）

東 近 江 市 東 近 江 市 長 西 澤 久 夫

米 原 市 米 原 市 長 泉 峰 一

4 滋賀県防災ヘリコプター支援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、滋賀県内の市町および消防の事務を共同処理する一部事務組合(以下「市町等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法(昭和22年法律第226号)第30条の規定に基づき、滋賀県が所有する防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が航空機の支援を求めることができる地域は、当該市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法第1条に規定する水火災または地震等の災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町等(以下「発生市町等」という。)の長が、次のいずれかに該当するため、航空機による活動が必要と判断するとき、滋賀県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町等に拡大し、または影響を与える恐れのある場合
 - (2) 発災市町等の消火力によっては、災害の防御または災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
 - (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効な場合
- 2 琵琶湖上の災害にかかる支援要請は、第2条の規定にかかわらず、最初に発見または通報を受けた市町等が行うものとする。

(支援要請の方法)

第5条 支援要請は、滋賀県防災航空隊(以下「防災航空隊」という。)に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。なお、支援要請時に全ての事項について明らかにするいとまがない場合には、必要最小限の事項を連絡するものとし、他の事項については判明次第、速やかに防災航空隊に連絡するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所および被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名および連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地および地上支援体制
- (6) 支援に要する資機材の品目および数量
- (7) その他必要な事項

(支援要請の方法の特例)

資料 2-19 滋賀県防災ヘリコプター支援協定

第6条 知事は、前条に掲げる支援要請がない場合でも、発災後に収集した被害規模等の情報の内容から判断して、緊急に派遣の必要があると認められる場合であって、通信網等の途絶等で発災市町等と前条に定める通常の手続きがとれない場合については、市町長からの要請があったものとみなして、防災航空隊を派遣し、支援を実施することができる。

(防災航空隊の派遣)

第7条 知事は、第4条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 第4条の規定による支援要請に応じることができない場合には、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

3 前項の場合において、知事は、知事と他の都道府県知事等との間で別途締結する協定等に基づき、他の都道府県が保有する航空機等の応援による支援を実施できる場合には、その旨速やかに発災市町等の長に通報し、当該市町長の要請がある場合には、他の都道府県知事等に対して応援を求めるものとする。

4 知事は、派遣中の航空機を復帰させるべき特別な事態が生じた場合には、発災市町等の長と協議して派遣を中断することができる。

(防災航空隊の隊員の活動)

第8条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の活動は、発災市町等の消防機関と密接な連携を図りながら行われるものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、滋賀県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、滋賀県および市町等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成24年10月1日から適用する。なお、この協定の発効により平成18年4月1日に締結した「滋賀県防災ヘリコプター支援協定」は廃止する。

この協定締結を証するため、本書8通を作成し、知事および市町等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

資料 2-19 滋賀県防災ヘリコプター支援協定

平成24年10月1日

滋 賀 県 知 事

嘉田 由紀子

大 津 市 長

越 直 美

湖南広域行政組合管理者

橋 川 涉

甲賀広域行政組合管理者

中 嶋 武 嗣

東近江行政組合管理者

富 士 谷 英 正

彦 根 市 長

獅 山 向 洋

湖北地域消防組合管理者

泉 峰 一

高 島 市 長

西 川 喜 代 治

緊急運航支援要請フローチャート

- 1 【出場要請】(市町、消防局・消防本部等の長 防災航空隊)
 - ・「防災航空隊出場要請書」の1～14に記入
(緊急運航要領第6第1項、様式第1号)
 - ・要請は、TEL 0748-52-6677
FAX 0748-52-6679

- 2 - 1 【出場要請の報告】(防災航空隊 防災危機管理局長)

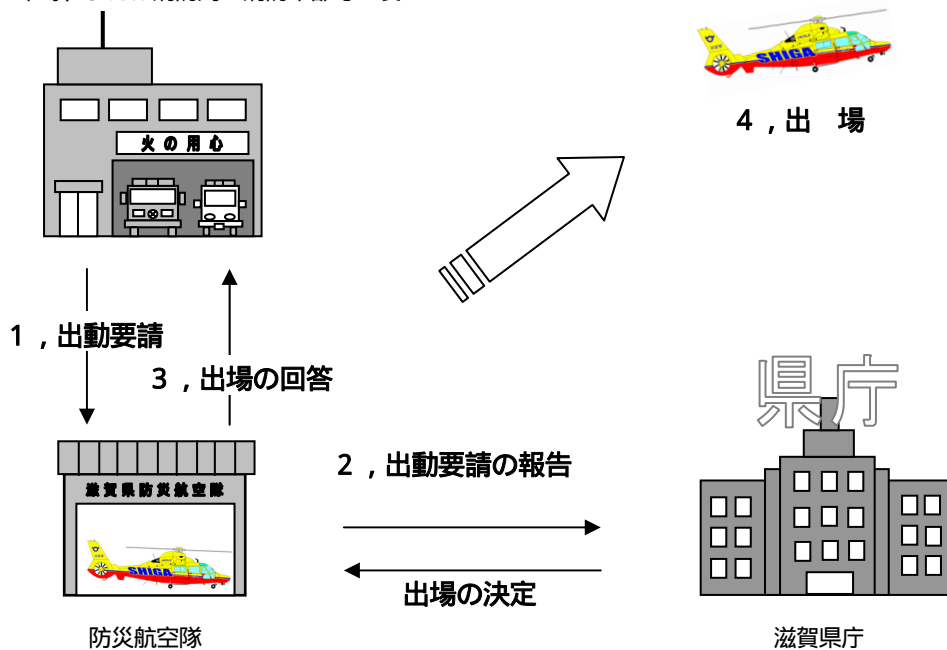
- 2 - 2 【出場の決定】(防災危機管理局長 防災航空隊)
緊急運航要領第7第1項

- 3 【出場の回答】(防災航空隊 市町、消防局・消防本部等の長)
緊急運航要領第7第1項
「防災航空隊出場要請書」の回答1～4
回答内容
 - ・航空隊側の指揮者氏名
 - ・無線の使用周波数・コールサイン
 - ・到着予定時間
 - ・活動予定時間
 - ・必要資機材
 - ・その他必要事項

4 【出 場】

5 【災害報告書提出】

(市町、消防局・消防本部等の長 防災航空隊 防災危機管理
市町、または消防局・消防本部等の長)



1 滋賀県防災ヘリコプター運航管理要綱

目次

- 第1章 総 則（第1条 - 第3条）
- 第2章 防 災 航 空 隊（第4条 - 第8条）
- 第3章 運 航 管 理（第9条 - 第19条）
- 第4章 安 全 管 理 等（第20条 - 第21条）
- 第5章 教 育 訓 練（第22条 - 第23条）
- 第6章 事 故 防 止 対 策 等（第24条 - 第26条）
- 第7章 雑 則（第27条 - 第28条）
- 付 則

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この要綱は、滋賀県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理について必要な事項を定め、航空機の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 航空機等 航空機、航空機用装備品、防災業務活動用装備品等をいう。
- （2） 防災業務 航空機を使用して行う救急活動、救助活動、火災防御活動、災害応急対策活動、その他の防災活動に関する業務をいう。
- （3） 航空隊員 航空機に搭乗し、防災業務に従事する防災危機管理局の職員をいう。
- （4） 訓 練 防災危機管理局が航空隊員の基本技術および応用技術の修得を図るため行う訓練をいう。
- （5） 運航計画 航空機を効率的に運航するため、防災業務、訓練等について定める飛行計画をいう。

第2章 防災航空隊

（防災航空隊の設置）

第4条 防災危機管理局に防災航空隊を設置し、航空隊員により直接防災業務に従事する。

- 2 航空隊員は、隊長、副隊長および隊員とする。
- 3 隊長および副隊長は、航空隊員の中から防災危機管理局長が指名する。

（隊長の任務）

資料 2-19 滋賀県防災ヘリコプター支援協定

第 5 条 隊長は、副隊長および隊員を指揮監督して防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第 6 条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故あるときは、副隊長がその職務を代行する。

(隊員の任務)

第 7 条 隊員は、隊長および副隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害等の状況に即応した防災業務に努めなければならない。

2 隊員は防災業務の遂行に当たっては、十分安全を確認するとともに、関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

(航空機に搭乗する者の指定)

第 8 条 防災危機管理局長は、航空機を運航する場合には、搭乗する隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

第 3 章 運航管理

(総括管理者)

第 9 条 航空機の運航管理の総括は、防災危機管理監(以下「総括管理者」という。)が行う。

(運航管理責任者)

第 10 条 防災航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理等の、航空機の運航管理に関する事務は、防災危機管理局長(以下「運航管理責任者」という。)が掌理する。

(運航指揮者)

第 11 条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときには、運航管理責任者が航空機に搭乗する副隊長および隊員の中から運航指揮者を指定する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、隊員を指揮監督して防災業務の万全を期さなければならない。

(運航計画)

第 12 条 防災業務、訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、滋賀県防災ヘリコプター年間運航計画(様式第 1 号)および月間運航計画(様式第 2 号)とし、それぞれ運航管理責任者が定めるものとする。

(運航する航空機等)

第 13 条 総括管理者は、法第 23 条および第 25 条で定める技能証明書を有する整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、装備品を適正に管理し、航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかななければならない。

(運航基準)

資料 2-19 滋賀県防災ヘリコプター支援協定

第14条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 救急活動
 - ア 緊急患者の搬送
 - イ 傷病者発生地への医師の搬送および医療機材等の輸送
 - ウ 高度医療機関への重篤傷病者の転院搬送
 - エ 移植のための臓器搬送
 - (2) 救助活動
 - ア 水難事故、山岳遭難事故等における捜索・救助
 - イ 高層建築物火災による救助
 - ウ 陸上からの救出が困難な場所からの被害者等の救助
 - (3) 火災防御活動
 - ア 林野火災等における空中からの消火活動
 - イ 大規模火災における状況把握、情報収集
 - ウ 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送
 - (4) 災害応急対策活動
 - ア 自然災害、大規模事故等の状況把握、情報収集
 - イ 被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送および応急要員、医師等の搬送
 - ウ 各種災害時における住民への避難誘導および警報等の伝達
 - (5) 広域応援協定による応援活動
近府県市との応援協定による応援活動
 - (6) 災害予防対策活動
 - ア 災害危険箇所等の調査
 - イ 各種防災訓練等への参加
 - ウ 住民への災害予防の広報
 - (7) 訓練のための活動
 - (8) 一般行政のための活動
 - (9) その他総括管理者が必要と認める活動
- 2 航空機の運航は、気象条件および点検整備等により運航できない場合を除き、午前8時30分から午後5時15分までの間とする。ただし、総括管理者が特に認める場合はこの限りでない。

(出 場)

第15条 前条第1項第1号から第5号までに規定する活動のための運航(以下「緊急運航」という。)については、次の要請または計画に基づき出場するものとする。

- (1) 消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条の災害に係る運航については、市町(消防事務に関する一部事務組合を含む)との協定に基づく要請があった場合
- (2) ヘリコプター保有機関との相互応援に係る運航について、当該相互応援協定による応援要請があった場合
- (3) 滋賀県地域防災計画に定める活動に係る運航については、滋賀県地域防災計画に基づく活動の場合

2 前条第1項第6号から第8号までに規定する活動のための運航(以下「通常運航」という。)は、第12条第1項に規定する運航計画に基づき、出場するものとする。

(緊急運航)

第16条 緊急運航は、通常運航に優先する。

- 2 運航管理責任者は、緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに航空機の出場について決定し、航空機の通常運航中にある場合は通常運航を中断するとともに緊急運航の実施について運航指揮者に必要な指示をしなければならない。
- 3 運航指揮者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書(様式第3号)を作成し、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。
- 4 運航管理責任者は、緊急運航を実施する場合および実施した場合には、直ちに総括管理者にその内容および結果を報告しなければならない。
- 5 緊急運航に関し、必要な事項は別に定める。

(情報連絡および報告)

第17条 運航指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等について、運航管理責任者に報告しなければならない。

- 2 運航指揮者は、航空機に搭乗し、業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書(様式4号)を作成し、運航管理責任者に報告しなければならない。

(ヘリコプター保有機関と相互応援)

第18条 総括管理者は、航空機の整備点検中または大規模災害時の防災業務に対処するため、ヘリコプターを保有する近隣府県、消防機関等との航空消防防災に関する相互応援体制の確立に努めるものとする。

(飛行場外離着陸場)

第19条 運航管理責任者は、市町等と協議し、防災業務を円滑に遂行するため、法第79条ただし書きの規定に基づく飛行場外離着陸場および法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しなければならない。

- 2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場等を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

第4章 安全管理等

(安全管理)

第20条 総括管理者は、航空関係法令および国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、防災業務の適正な執行体制および航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

- 2 運航管理責任者は、防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務および分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等安全管理に万全を期すとともに、航空機等を格納する施設の適正な管理を行わなければならない。

(運航指揮者の責務)

第21条 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務および分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第5章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第 2 2 条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制ならびに施設、設備および教材の整備を図り、航空隊員の養成および資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、運航計画に基づき訓練を実施しなければならない。

(他機関との訓練)

第 2 3 条 運航管理責任者は、防災業務を効率的に行うため、市町およびその他の関係機関との連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

第 6 章 事故防止対策等

(捜索および救難体制の確立)

第 2 4 条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれまたは発生した疑いのある場合もしくは航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制およびその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第 2 5 条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により、航空事故が発生するおそれがある場合または発生した場合は、法第 7 5 条の規定に基づき、機長が行う急迫した危難が生じた場合の措置に協力し、人命、財産に対する危難の防止に万全の措置を講ずるとともに、その状況を直ちに運航管理責任者に報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の報告を受け、または前項に関する情報を入手した場合には、前条に規定するところにより、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第 2 6 条 総括管理者は、法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合には、国土交通大臣（大阪航空局長、大阪空港事務所長）に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第 7 章 雑則

(記録)

第 2 7 条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

(その他)

第 2 8 条 この要綱の施行についての必要な事項は、別に定める。

(付 則)

1 この要綱は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 4 条から第 1 6 条の規定は、平成

資料 2-19 滋賀県防災ヘリコプター支援協定

8年4月1日から施行する。

- 2 平成8年1月1日から平成8年3月31日までの運航については、運航管理責任者が訓練のために定めた運航計画に基づき運航する。

(付 則)

この要綱は、平成11年11月1日から適用する。

(付 則)

この要綱は、平成12年5月1日から適用する。

(付 則)

この要綱は、平成13年1月6日から適用する。

(付 則)

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

(付 則)

この要綱は、平成17年1月1日から適用する。

(付 則)

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

(付 則)

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

様式第 1 号 (第 6 関係)

防災航空隊出場要請書

緊急直通電話
F A X

1 要請団体	発信者
2 災害種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 火災 (4) 自然災害
3 要請内容	(1) 救急 (2) 救助 (3) 消火 (4) 偵察 (5) 物資輸送
4 発生場所目標	市町 番地 目標
5 発生日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分頃
6 事故概要 災害概要	
7 気象	天候 風向 風速 m/s 気温 視界 m 警報・注意報
8 出発先 離着場	場所 市町 番地 目標 要請側病院名
9 搬送先 離着場	場所 市町 番地 目標 搬送側病院名
10 傷病者等	傷病者氏名 生年月日 年 月 日 才 傷病名 程度 (重 中 軽) 男 ・ 女
11 現地搭乗者	有 ・ 無 職名 氏名
12 地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波 ・ 県内波) コールサイン
13 他の航空機の 活動要請	有 ・ 無 機関名 機数 機
14 要請日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分

以下の項目については、航空隊で出場決定後、至急連絡します。

1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波 ・ 県内波) コールサイン
2 到着予定時間	平成 年 月 日 (曜日) 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 必要資器材	

その他の特記事項	
	受信者

様式第3号(第9関係)

災 害 等 速 報

要請活動種別	(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)偵察		
要 請 者			
発 生 場 所			
発生(要請)日時	平成 年 月 日 () 天候	要請方法	
事 故 概 要			
死 傷 者 等	死者(性別・年齢) 計 名 行方不明 名	傷病者 住所 生年月日 傷病程度	
要 救 護 者 数	名	救助人員	名
活 動 の 状 況			
その他参考事項			
報 告 者 氏 名		活 動 従 事 者	

24 (1) 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第57条の規定する放送要請に関して、滋賀県知事 武村正義(以下「甲」、滋賀県知事 稲葉 稔

日本放送協会 大津放送局長 大槻 正人
びわ湖放送株式会社代表取締役社長 諏訪 三郎 (以下「乙」という。)とは、災害対
という。)と 株式会社近畿放送代表取締役社長 白 石 英 司
株式会社エフエム滋賀代表取締役社長 小 林 徹

策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第22号の規定に基づき、次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 この協定は災害対策基本法(以下「法」という。)第57条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(要請の手続)

第2条 甲は法第57条の規定に基づき放送を求める場合は、乙に対し次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 放送を求める理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第3条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻および送信系統をそのつど決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第4条 第2条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の确实、円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を定めるものとする。

甲の連絡責任者 滋賀県総務部広報課長

乙の連絡責任者 日本放送協会大津放送局放送部長

びわ湖放送株式会社業務部長

株式会社近畿放送テレビ本部テレビ実施局報道製作部長

株式会社エフエム滋賀ソフト開発部長

(準 用)

第5条 滋賀県内の市町村長が、法第57条の規定に基づき、放送を要請する場合についても、本協定を準用するものとする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

第7条 この協定は昭和54年6月20日から適用する。

この協定の証として、協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和54年6月20日

平成8年12月1日

甲	滋賀県知事	武村正義
乙	日本放送協会大津放送局長	大槻正人
	びわ湖放送株式会社代表取締役社長	諏訪三郎
	株式会社近畿放送代表取締役	白石英司
	株式会社エフエム滋賀代表取締役社長	小林徹

24 (2) 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

滋賀県知事（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 57 条の規定に基づく放送要請に関して、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 22 条の規定に基づき、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

- 第 1 条 甲は、法第 55 条の規定に基づく通知または要請が緊急を要する場合において、他の通信手段によることが困難であり、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対し放送を行うことを求めることができる。
- 2 法第 56 条の規定に基づき市町長が行う警報の伝達および警告に関しては、滋賀県地域防災計画の定めるところにより、やむを得ない場合を除き、甲から行うものとする。

（要請の手続）

第 2 条 前条の要請は、「放送要請書」（別紙第 1 号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、次の事項を明らかにして口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 放送を求める理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

- 2 前項ただし書の場合においては、乙は甲の意思を確認のうえ、次条に定める措置をとるものとする。

（放送の実施）

第 3 条 乙は、第 1 条の要請を受けたときは、要請を受けた事項に関して、放送形式、内容、時刻および放送システムをその都度決定し、放送するとともに、その措置の状況を「放送報告書」（別紙第 2 号様式）により甲に提出するよう努める。

（費用）

第 4 条 前条の規定による放送に要する費用は、乙の負担とする。

（連絡責任者の報告）

第 5 条 甲および乙は、第 2 条第 1 項各号に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡を確実に円滑に行うため、本協定の運用に係る連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第 3 号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第 6 条 本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

資料 2-20 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

第 7 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間が満了する日の 30 日前までに甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、この協定は有効期間が満了する日の翌日から 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

平成 21 年 4 月 15 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県知事 嘉 田 由紀子

1 次の放送事業者とそれぞれ協定を締結している。

乙 大阪府大阪市福島区福島一丁目 1 番 30 号
朝日放送株式会社
代表取締役社長 渡 辺 克 信

大阪府大阪市北区扇町二丁目 1 番 7 号
関西テレビ放送株式会社
代表取締役社長 福 井 澄 郎

大阪府大阪市北区茶屋町 17 番 1 号
株式会社毎日放送
代表取締役社長 河 内 一 友

大阪府大阪市中央区城見二丁目 2 番 33 号
讀賣テレビ放送株式会社
代表取締役社長 高 田 孝 治

25 緊急警報放送の放送要請に関する覚書

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（昭和 54 年 6 月 20 日締結）第 6 条に基づき、滋賀県知事（以下「甲」という。）と日本放送協会大津放送局長（以下「乙」という。）は、電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 2 条第 1 項第 84 の 2 号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請する場合について必要な事項を次のとおり定める。

（放送要請）

第 1 条 緊急警報放送の要請は、甲又は市町村長が災害に関し、次に掲げる事項を緊急に住民に周知徹底をする必要がある場合

- （1）災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するための避難の勧告及び指示等
- （2）住民に対し、災害に関する重要な情報の伝達ならびに予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な指示等
- （3）災害時における混乱を防止するための指示等
- （4）前各号のほか、甲が特に必要と認める事項

（要請者）

第 2 条 甲又は市町村長が行う緊急警報放送の放送要請は、原則として甲が乙に行うものとする。

ただし、市町村と県との間が通信途絶等特別の事情がある場合は、市町村長が乙に対して直接要請できるものとし、要請後速やかに甲に対し通知するものとする。

（要請手続）

第 3 条 緊急警報放送の要請を行うときは、原則として滋賀県防災行政無線電話によるものとし、事後速やかに文書（別紙様式 1 号）を提出するものとする。

（連絡責任者）

第 4 条 緊急警報放送の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、円滑に行うため、甲及び乙は連絡責任者及び補助者を定め、当該者の職、氏名を連絡責任者通知書（別紙様式 2 号）により相互に通知するものとする。

（施行期日）

第 5 条 この覚書は、昭和 60 年 11 月 1 日より施行する。

この覚書の成立を証するため、本書 2 通を作成し当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

甲 滋賀県知事 武村正義

乙 日本放送協会
大津放送局長 辻 亨

資料 2-21 緊急警報放送の放送要請に関する覚書（県協定）

様式 1 号

発 信 者	
受 信 者	

年 月 日 時 分
滋賀県緊急警報放送要請
発第 号

日本放送協会
天津放送局長 殿

滋賀県知事
(市長村長)

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 57 条の規定により、次のとおり放送要請します。

1. 要請理由

避難勧告、警報等の周知徹底を図るため

災害時の混乱を防止するため

.....(市長村)長から依頼があったため

.....

2. 放送事項.....について

3. その他

資料 2-21 緊急警報放送の放送要請に関する覚書（県協定）

様式 2 号

連絡責任者通知書

緊急警報放送の放送要請に関する覚書第 4 条の規定により連絡責任者及び補助者を下記のとおり通知する。

区分	氏名	所属	及び住所	電話番号
連絡責任者		所 属		
		自 宅		
補 助 者		所 属		
		自 宅		

14 (2) 災害時等における応急食糧の緊急引渡し取扱要領

第1 目的

災害時等において被災者および救助作業従事者に対し、炊き出し等給食を行う必要があるとき、給食に必要な応急食糧の引渡しに関して必要な事項を定め、災害時等における食糧供給の万全を図る。

第2 応急食糧の緊急引渡しの実施

知事は、応急食糧の引渡しを実施するに当たっては、「政府所有米穀の販売要領」（平成16年3月31日付け15総食第829号総合食料局長通知）および「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡し要領」（平成18年6月15日付け18総食第294号総合食料局長通知）ならびに「災害時等における乾パンの取扱要領」（平成19年3月30日付け18総食第1327号総合食料局長通知）に基づくほか、この要領による。

第3 応急食糧引渡し品目

応急食糧引渡し品目は原則として米穀とするが、災害等の状況および消費の実情等によって、乾パンにすることもできる。

第4 米穀引渡しの基本事項

米穀引渡しの対象となる者（以下「引渡対象者」という。）および1人当たり引渡し基準量（以下「基準量」という。）ならびに米穀引渡しまたは販売を行わせるのを適当と認める者（以下「取扱者」という。）等、米穀引渡しを実施するに当たっての基本事項は別表1に掲げる。

第5 米穀引渡し数量

米穀の引渡し数量は別表1に掲げる基準量に引渡し対象者数および実施日数ならびに食数を乗じて得た数量とする。

第6 米穀引渡しの方法

1 災害救助法又は国民保護法が発動されない場合（図1）

(1) 引渡しの申請

取扱者は、応急用米穀引渡しを実施する必要があると認めるときは、「応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）引渡申請書」（様式1）を、当該地域を管轄する地域振興局長等（本庁直轄市町を除く。以下地域振興局長等。）の経由の上、知事あて提出する。

ただし、やむを得ない事情により「申請書」の提出が困難であると認められるときは、申請内容を電信、電話等により、県農業経営課長に連絡し、事後速やかに所定の「申請書」を提出する。

(2) 応急用米穀の売却要請等

ア 知事は、前項の「申請書」を受理し、必要と認められた時は、「応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）所要数量通知書」（様式2）により滋賀農政事務所長（以下「所長」という。）に通知をする。

イ 所長はアの通知を受けたときは、「政府所有米穀の販売要領」第6に基づき、手続きを行い、アの通知により行った手続きの内容については、知事に通知する。

ウ 知事は、イの通知を受けたときは取扱者に対し、地域振興局長等経由の上、その通知内容を通知する。

エ 取扱者は前項の通知により現品の引渡しを受ける。

オ 届出事業者等および取扱者は、出荷・納品伝票等を確認の上、現品の受渡しを行う。

2 災害救助法又は国民保護法が発動された場合（図 2、3、4）

(1) 災害救助用米穀の緊急引渡しを実施する場合

ア 知事は、取扱者から第 6 の 1(1)に準じて災害救助用米穀等の引渡し要請があり、必要と認めるときは、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡し要領」に基づき、所長に要請する。

イ 所長は知事から要請を受けたときは、前項同要領に基づき、引渡す。なお、この場合、同要領中「市町長」とあるのは「取扱者」と読み替える。

ウ 取扱者は、政府所有食糧を保管する倉庫（以下「倉庫」という。）の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に受領書を交付し、現品の引渡しを受ける。

エ 市町長は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法の発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀について、滋賀農政事務所消費流通課長および同地域課長（以下、「地域課長等」という。）または倉庫の責任者に対して直接引渡しを要請することができる。

オ 知事は、アまたはエにより災害救助用米穀の引渡しを受けた場合には、引渡しを受けた災害救助用米穀の全数量について所定の価格により買い受けること。

なお、この場合の価格については、契約担当官総合食料局長が、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とし、所長は知事に決定した価格を通知する。

カ 災害救助用米穀として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。ただし知事または知事の指定する者（知事または市町長が取扱者として指定した届出事業者等をいう。以下「引取人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり災害救助用米穀として適当であると認められた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事または引取人から引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引渡して差し支えないものとする。

(2) 報告

ア 倉庫の責任者は、荷渡指図書（概数による荷渡指図書の場合も含む）によることなく、(1)のエにより災害救助用米穀の引渡しについて地域課長等からの指示、また市町長からの要請を受けた場合に、当該物品の全量について、その引渡しを完了したときは、次の書類を作成し、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の書類を 1 部づつ一括して綴り込み、3 部作成して保管業務担当職員の確認を受けて、地域課長等に報告する。

(ア) 市町長からの「災害救助用米穀引渡し申請書」(様式 4) (写) 3 部

(イ) 市町長からの「受領書」(様式 3) 3 部

(ウ) 「緊急出庫日報」(様式 5) 4 部（1 部を倉庫責任者の控えとする。）

(エ) 「日別引渡数量明細書」(様式 6) 4 部（1 部を倉庫責任者の控えとする。）

イ 市町長は、(1)のエにより、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに、知事に対して、当該引渡しを受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、年

産、銘柄、等級、包装、数量等を報告する。

第7 乾パンによる応急給食の方法

1 給食の申請

取扱者は給食対象者に対し応急給食を行うため、乾パンを必要とする場合は、第6の1の(1)に準じて行う。なお、乾パンの規格等については、別表2のとおりとする。

2 給食の実施

(1) 知事は、前項の要請を受け、必要と認められた時は、所長に対しこの旨申請するものとする。

(2) 所長は(1)の通知を受けたときは、「災害時等における乾パンの取扱要領」に基づき手続きを行う。

第8 価格

米穀および乾パンの応急給食の場合の価格は次による。

(1) 災害救助法又は国民保護法が発動されない場合における応急用米穀の価格

災害等発生直前時における適正な価格を基準とした管内の届出事業者等の販売価格

(2) 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の価格

第6の2(1)のオに定める価格

(3) 乾パンによる場合

乾パンの政府売却価格

第9 給食および販売実績の整備

届出事業者等および販売業者は、応急給食および販売を実施した場合は、その実績を明確にしておく。

第10 災害時等における応急食糧の緊急確保措置

知事は災害情報等により、災害発生等のおそれがあると判断したときは、応急食糧の確保について、直ちに所長と協議する。

付 則 (平成17年7月21日滋農経第437号)

1 この要領は、平成17年7月21日から適用する。

2 「災害時における災害救助用米穀の緊急引渡し実施要領」、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡し要領」および「災害時における乾パンの取扱要領」は廃止する。

付 則 (平成19年8月23日滋農経第675号)

この要領は、平成19年8月23日から施行する。

別表 1
給食を実施するに当たっての基本事項

給食対象	基準量	取扱者	承認機関
1 被災者に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 200精米 g	市町長	知事
2 災害により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	1日当たり 400精米 g	市町長	知事
3 災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 300精米 g	作業実施責任機関	知事
4 特殊災害（爆発、船舶の沈没、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	1食当たり 200精米 g	市町長と災害発生機関が協議	知事

別表 2
乾パンの応急給食にあたっての基本事項

1 乾パンの政府売却単位	1 梱 7.2kg入り(100g×36食×2) (農林水産省乾パン)	
2 乾パンの規格	農林水産省乾パン	1袋 100g (1食分)
	防衛省乾パン	1袋 230g (2食分)
3 滋賀県自衛隊駐屯部隊名	陸上自衛隊大津部隊 陸上自衛隊今津部隊 航空自衛隊	大津市際川 1 - 1 - 1 高島市今津町今津 高島市新旭町

要領中の用語について

「応急食糧」

災害時において被災者及び救助作業従事者に対し炊き出し等給食を行うため必要な食糧を指し、本要領中では米穀および乾パンの総称に用いる。

「米穀」

「応急用米穀」および「災害救助用米穀」をあわせていう。

「応急用米穀」

米穀のうち災害救助法の適用を受けない場合に被災者および救助作業従事者に対し給食を行うためのものを指し、主に届出事業者の手持ち精米を用いる。

「災害救助用米穀」

米穀のうち災害救助法又は国民保護法が適用された場合に被災者および救助作業従事者に対し給食を行うためのものを指し、政府米を用いる。

「乾パン」

この要領中においては、農林水産省が備蓄している「農林水産省乾パン」を指す。なお、「農林水産省乾パン」だけで必要量がまかなえないときは、「農林水産省乾パン」に加えて、防衛省が備蓄している「防衛省乾パン」を供給する。

様式 1

応急食糧（応急用米穀、災害救助用米穀）引渡申請書

番 年 月 号 日

知 事

地域振興局長

地域振興局長
取 扱 者

- 1．（給食を必要とする理由）
- 2．申請数量 精米kg
- 3．給食対象人員
- 4．給食延食数
- 5．受渡場所（複数の場合は場所別数量）

様式 2

応急食糧（応急用米穀、災害救助用米穀）所要数量通知書

番 年 月 号 日

滋賀農政事務所長 様

滋賀県知事

1 . (給食を必要とする理由)

2 . 取扱者別、引渡場所別、所要数量

様式 3

受 領 書

- 1 . 引取数量 個也
- 2 . 引取月日 平成 年 月 日
- 3 . 引取物品の内訳

種 類	産年	銘 柄	等 級	包 装	量 目	数 量	倉庫所在地	倉 番	摘 要
計									

上記の物品を災害救助用米穀として引渡しを受けました。

年 月 日

引取人
住 所
氏 名

倉庫責任者 殿

上記について相違ないことを確認する。

年 月 日

立会人

氏 名

様式 4

災害救助用米穀引渡申請書

年 第 月 号 日

滋賀農政事務所長

地域第 課長 様

倉庫責任者

申請者
市町長 氏名 ,

年 月 日をもって発動された災害救助法に基づく災害救助用米穀として、
下記のとおり政府所有食糧を緊急引渡下さるよう申請します。

なお、引取物品は連絡可能となり次第滋賀県知事に買い受け手続きを致します。

記

- 1 .引渡物品の種類 数量
- 2 .引渡希望者倉庫名
- 3 .引渡申請数量算出基礎
 - (1)被害の概要

(2)数 量

	給食者延人員 人	数量(精米換算) kg
被災者用		
救助者用		
計		

(注) 被害の概要には被害の種類、戸数とその程度、被災者人員等を記入する。

様式 5

緊急出庫日報

出庫年月日 年 月 日

作成年月日 年 第 月 号 日

滋賀農政事務所長 様

保管業者名

下記のとおり災害救助用米穀として緊急出庫がありましたので報告します。

出庫先名	証拠書番号	種類	産年	銘柄	等級	包装	量目	数量	倉番	摘要

上記のとおり相違ないことを確認します。

年 月 日

滋賀農政事務所 地域 課
官職 氏 名

様式 6

日別引渡数量明細書

年 第 月 号
日

滋賀農政事務所長 様

保管業者名

災害による災害救助用米穀として、政府所有物品（事業用）を下記のとおり日別に緊急引渡いたしました

記

引渡月日	種 類	産年	銘柄	等級	包装	量目	数 量	倉 番	摘 要

上記のとおり引渡しを受けたことに相違ありません。

年 月 日

市町長 氏名
(又は指定引取人)

(注) 立会者があった場合はその者の氏名印を摘要欄に記載すること。

様式 7

日別倉庫別買受数量明細書

年 第 月 号 日

滋賀農政事務所長 様

滋賀県知事

災害救助用米穀の日別倉庫別買受数量は下記のとおりです。

記

買受月日	買受倉庫名	種 類	産年	銘柄	等級	包装	量目	数量	買受対象 市町名	摘 要

災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書

災害時における一時避難場所としての使用に関し、守山市（以下「甲」という。）およびワコール流通株式会社（以下「乙」という。）ならびに株式会社ワコールホールディングス（以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、守山市内に大規模な地震等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙および丙の協力を得て、丙が所有し、乙が管理する場所を民間協力緊急一時避難場所（以下「一時避難場所という。」）として市民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難場所の指定、周知）

第 2 条 甲は、この協定による場所を、一時避難場所として位置付け、市民に周知する。

（使用場所）

第 3 条 乙は、次に掲げる場所（以下「使用場所」とする。）を公共福祉の立場から一時避難場所として市民に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

名 称	ワコール流通株式会社西日本流通センター
所 在 地	滋賀県守山市千代町 1 番地 1
所 有 者	株式会社ワコールホールディングス
使用場所	南駐車場
使用床面積	7,600 m ²

2 トイレについては、甲が必要に応じて仮設トイレを設置する。

3 乙は、協定書に基づき使用場所を一時避難場所として甲に使用させた際は、すみやかに使用状況等を丙に報告する。

（一時避難場所の開設）

第 4 条 甲は、次の場合、乙に対して前条の使用場所を一時避難場所として開設するよう要請することができる。

- (1) 大規模な地震等による災害が発生し、または発生する恐れがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合
- (2) その他、著しく住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の場所に避難させる必要があると認めた場合

- 2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書（様式第 1 号）または口頭（電話連絡を含む。）で行うものとする。
- 3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に一時避難場所として使用する場合、その旨を甲に連絡する。

（避難者の誘導）

第 5 条 乙は、使用場所への避難者に対し、安全な誘導に努めるものとする。

（費用の負担）

第 6 条 使用場所の使用料は無料とする。

- 2 甲は、一時避難場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第 7 条 一時避難場所の開設期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用許可延長の申請をするものとする。

（一時避難場所の閉鎖）

第 8 条 甲は、乙の管理する使用場所を一時避難場所として開設することを終了する際は、乙に文書（様式第 2 号）を提出するとともに、その使用場所を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第 9 条 この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関し疑義が生じた場合、甲、乙、丙協議の上、定めるものとする。

（協定期間）

第 10 条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の 3 月 31 日を初年度の最終日とし、以後は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 1 ヶ月前までに甲、乙、丙いずれかから協定の解除または変更の申し出がないときは、さらに 1 年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

資料 2-23 災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書

この協定締結の証として本書 3 通作成し、甲、乙、丙が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 25 年 2 月 21 日

(甲) 滋賀県守山市吉身二丁目 5 番 22 号
守山市長 宮 本 和 宏

(乙) 滋賀県守山市千代町 1 番地 1
ワコール流通株式会社
代表取締役 社長 川野 信夫

(丙) 京都府京都市南区吉祥院中島町 29 番地
株式会社ワコールホールディングス
代表取締役 塚本 能交

様式第 1 号

平成 第 年 月 日 号

様

守山市長

一時避難場所開設要請書

「災害時における一時避難場所としての使用に関する協定」に基づき、一時避難場所の開設について、下記のとおり要請します。

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	名 称： 住 所：××××
内 容	一時避難場所の開設
その他	

様式第 2 号

平成 第 年 月 日
第 号

様

守山市長

一時避難場所使用終了連絡書

「災害時における一時避難場所としての使用に関する協定」に基づき、一時避難場所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

日 時	平成 年 月 日 時 分
場 所	名 称 : 住 所 : × × × ×
内 容	一時避難場所の閉鎖
その他	